

軽井沢力発信国内誘客プロモーション委託（京都市）

審査委員会設置要領

第 1 設置

軽井沢力発信国内誘客プロモーション委託（京都市）を実施するに当たり、その契約の相手方を参加者（提案者）からプロポーザル方式により決定することに対し、厳正かつ公正に行うため、軽井沢力発信国内誘客プロモーション委託（京都市）審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び契約候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項

第 3 組織

委員会の委員は、副町長を委員長とし、別表 1 から選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第 4 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第 5 意見の聴取

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第 6 庶務

委員会の庶務は、観光経済課観光商工係において処理をする。

第 7 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 9 日から施行する。

別表 1

委員長	上原副町長
委員	観光経済課長 大賀ホール館長 一般社団法人軽井沢観光協会長 軽井沢町商工会長 ホテル旅館組合長 軽井沢発地市庭施設長 農林振興係長